

政令第二百三号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「シャント」の下に「、表在化された動脈若しくは表在静脈」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者等に関する経過措置）

2 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く。）を行おうとするときは、

あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうち、次に附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針<sup>せん</sup>その他の先端部のシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシヤント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去</p> <p>三（略）</p>	<p>（生命維持管理装置の身体への接続等）</p> <p>第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。</p> <p>一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）</p> <p>二 血液浄化装置の穿刺針<sup>せん</sup>その他の先端部のシヤントへの接続又はシヤントからの除去</p> <p>三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去</p>